

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計が入所定員を超える場合	介護・看護員の員数が基準に満たない場合は	芦生型介護予防短期入所生活介護費を行う場合	生活相談員配置等加算	生活機能向上加算	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型 介護予防短期入所生活 介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来型個室)	要支援1 (465 単位) 要支援2 (517 単位)						
	(2) 併設型 介護予防短期入所生活 介護費	(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(2) (従来型個室)	要支援1 (465 単位) 要支援2 (517 単位)						
ロ ユニット型 介護予防短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 ユニット型 介護予防短期入所生活 介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(1) (ユニット型個室)	要支援1 (543 単位) 要支援2 (669 単位)						
	(2) 併設型 ユニット型 介護予防短期入所生活 介護費	(二) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(2) (ユニット型個室)	要支援1 (543 単位) 要支援2 (669 単位)						
八 療養食加算 (1) 1日につき 2単位を加算(1日に3回を限度)									
(1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算)									
(2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)									
(1) サービス提供体制強化加算(1)イ (1日につき 18単位を加算)									
(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ (1日につき 12単位を加算)									
(3) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 6単位を加算)									
(4) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)									
(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位×83／1000)									
(2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位×60／1000)									
(3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき +所定単位×33／1000)									
(4) 介護職員処遇改善加算(4) (1月につき +(3)の80／100)									
(5) 介護職員処遇改善加算(5) (1月につき +(3)の80／100)									
(注)所定単位は、イからロまでに算定した単位数の合計									

□ : 「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目